

西東京市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年度定期監査（工事）の結果を次のとおり公表する。

令和8年2月5日

西東京市監査委員 岡村保彦

西東京市監査委員 本多教義

西東京市監査委員 稲垣裕二

定期監査（工事）報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象工事及び部課

- 1 工 事 件 名 下水道ストックマネジメント管路施設改築工事（その2）
- 2 所 管 課 都市基盤部 下水道課
- 3 契約担当課 総務部 契約課

第3 監査の範囲

当該工事に係る計画、設計・積算、施工及び事務手続等

第4 監査の期間

令和7年8月18日から令和8年1月30日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

工事の設計及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に工事技術調査の業務を委託して実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

- 1 日 程 令和7年11月5日
- 2 実施場所 田無第二庁舎会議室及び施工場所

第8 監査の着眼点

- 1 計 画 (1) 工事の計画は妥当か。
(2) 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
- 2 設計・積算 (1) 設計・積算は、適法かつ合理的、経済的、効率的に行われているか。
(2) 事業目的に適合した設計になっているか。
(3) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- 3 施 工 (1) 施工は、設計に基づき的確に行われているか。
(2) 各種検査、材料試験等は、適正に行われているか。
(3) 工程、品質、安全等、監督は適正に行われているか。
- 4 事務手続等 (1) 工事契約は適正か。
(2) 工事の事務処理は適正か。

第9 工事の概要等

- 1 工事件名 下水道ストックマネジメント管路施設改築工事（その2）
- 2 工事場所 西東京市内
- 3 工期 令和7年5月26日から令和8年1月14日まで
- 4 契約金額 121,275,000円（うち消費税等 11,025,000円）
- 5 施工業者 奥山建設 株式会社
- 6 工事概要

下水道施設工事	路線延長	L=422.21m
管きょ更生工（製管工法）	呼び径900mm	L= 55.93m
管きょ更生工（製管工法）	呼び径800mm	L=262.35m
管きょ更生工（反転・形成工法）	呼び径250mm	L= 53.53m
管きょ取替工（開削）	呼び径200mm	L= 50.40m
・管布設工 硬質塩化ビニル管	φ200mm	L= 27.00m
・マンホール設置工 小型人孔	H=1.77m	1箇所
・附帯工 舗装復旧工等		1式

第10 監査の結果

監査の結果、本工事の計画、設計・積算、施工及び事務手続等は、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、技術調査報告書における評価及び監査当日の講評の概要は以下のとおりである。

1 総合評価

計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理（監督）等について、書類及び現場で調査した結果、総括的にはおおむね良好と判断する。

これからも、その卓越した計画づくりの能力を更に生かして、公共施設全体の改築更新に係る制度や実施体制の見直し、さらには、社会情勢の様々な変化を考慮して、今後の下水道事業（管路の更新、長寿命化、耐震化等）をより一層推進されることを期待する。

2 個別評価

(1) 書類調査における所見

書類調査の結果、関係図書は、必要にして十分に整備されており、よく整理されていた。

(2) 現場視察調査における所見

現場調査の結果、工程的にはおおむね計画どおりに進捗しており、現場の施工状況や安全管理状況について特段の問題点は見当たらなかった。

(3) その他の所見

現場の安全管理、特に安全巡視・安全教育については、実際の現場においても実施されていることが確認できたが、更に徹底を図ることが望ましい。